

厚木市子ども育成条例の改正に関する意見交換会について

意見交換会の名称	厚木市子ども育成条例の改正に係る意見交換会	
開催日時	令和7年9月 18 日(木)午後6時から7時まで	
開催場所	厚木市役所本庁舎4階大会議室	
参加者数	9人	
担当課	こども育成課	
結果公開日	令和7年 10 月1日(水)	
会議の経過	1 開会 2 挨拶 3 条例改正方針の概要説明 4 意見交換 5 閉会	
	質問・意見の概要	市の考え方
1	条例の施行日は令和8年4月ではなく、3月の予定でいいのか。	議会で承認された日を施行日とする予定です。
2	条例で定める「こども」の対象年齢何歳までを想定しているのか。	ライフステージを通じて支援することを目的としていますので、年齢対象は定めずに広く捉えています。
3	こどもの意見表明については、どのように進めていくのか。	過去にアンケートを実施した結果としては、意見表明しやすい方法として、Web アンケートが最も多かった点を踏まえ、環境整備に努めます。
4	「こども」と「子ども」の表記が混在している。厚木市では今後は、全てひらがな表記にするのか。	将来的には、固有名詞を除き、ひらがな表記に統一していく予定です。
5	こどもの4つの権利(生きる権利・育つ権利・守られる権利・参加する権利)は全て包括されるのか。	こどもの権利はこども基本法に全て含まれるため、基本理念で整合性を図る本条例についても含まれます。

6	こどもの定義が幅広いが、この条例だけでこども施策に関連する他の部署に対しての拘束力は十分なのか。	厚木市のこども施策の実施に関する、指針となる条例ですが、他部署に対して具体的な指示をするためのものではありません。
7	こども、保護者、学校関係者等の全てに関連するような案を検討する際に、この条例だけで足りるのか。	各部署でこども施策を検討する際の基本的な考え方を示した条例となります。
8	将来的なこどもの参画を促すため、こども選挙について導入は検討できないか。	個別具体的な施策については、実施の可否も含め、担当部署と検討します。
9	こどもが多様な意見を尊重できるような場として、こども議会や哲学対話を実施する考えは。	個別具体的な施策については、実施の可否も含め、担当部署と検討します。
10	自然豊かな厚木市を守っていきたい。自然を大切にしたい心や協力する気持ちを育むためにも、こどもたちの自然体験は必要ではないか。	個別具体的な施策については、実施の可否も含め、担当部署と検討します。
11	親の話は学校も聞いてくれるが、こどもの意見表明も学校は重要視してほしい。	児童・生徒会活動において、こどもたちの意見を教育活動に反映していくことは必要であると考えています。
12	条例に追加される、市民の役割は何を想定しているのか。	子育て当事者のみならず、社会全体で支えていくことが重要と考えています。
13	本条例の施行と厚木市こども・若者みらい計画の施行時期が同時でないのはなぜか。	同時施行できることが、理想であったと考えますが、条例、計画それぞれで検討すべき課題もあったため、同時施行とはなりませんでした。
14	本条例が改正されたら、厚木市こども・若者みらい計画も変更・改正を実施するのか。	今回の条例改正は計画策定の基となる、こども基本法と整合性を図っていくための改正となりますので、計画の変更はありません。
15	こどもの社会参画の定義はどうか。	意見表明を通じての社会参画と、各事業へのこどもの実際の参加、両面を想定しています。
16	こども議会の意見と実際の議会で出された意見が違う場合はどうするのか。	出された意見がそのまま市の施策になる訳ではなく、あくまで検討材料として尊重していく予定です。
17	こどもの心にどのようなダメージがあるかわからない。教職員の暴力を止めていただきたい。	体罰や不適切な指導はあってはならないこととして考えており、今年度は1学期に教育委員会の指示のもと、研修を全校で実施しました。

18	条例改正の手続きがもう少し進んだタイミングで、もう一度意見交換会を実施してほしい。	全体のスケジュールの中で、本意見交換会を実施しているため、再度の開催は困難な状況です。
19	条例改正については、条文形式となった最終案をパブリックコメントに出してほしい。	パブリックコメントで出された意見を基に、最終案を作成します。最終案は議会に上程され、審議対象となります。
20	こどもの権利だけでなく大人の権利も同時に大切にしてほしい。こどもから教職員に対する暴力は問題である。	暴言や暴力は、誰に対してもあってはならないこととして指導していきます。
21	こどもの教育という点で、こどもに対して各政党の主張等の政治教育が必要ではないか。	個別具体的な施策については、実施の可否も含め、担当部署と検討します。
22	子ども育成推進委員会の委員構成はどうなっているか。	学識経験者、こども関係の団体・事業者の代表、公募市民で構成します。
23	条例については、こどもたちにもわかりやすい言葉にしたものを掲示してほしい。	わかりやすい言葉で作成した資料を掲示します。
24	外国に繋がりのある方に対しても、どのように改正するのか、わかりやすい対応をしてほしい。	わかりやすい言葉で作成した資料を掲示します。
25	外国籍のこどもはどれ位いるのか。	令和7年5月1日現在、小学校 453 人中学校 177 人(合計 630 人全体の 4.1%)で前年比 44 人増となっています。